

運動・スポーツ
&
文化・芸術

ほっかいど 部活動 地域クラブ活動 サポーターバンク

はじまるよ
部活動の
地域移行

フリー素材ばくたそ (www.pakutaso.com)

中学生・高校生のスポーツ・文化活動に皆さんの力をお貸しください。

北海道教育委員会では、道内の公立学校で行われる「**部活動**」や、各地域で部活動に代わって行われる「**地域クラブ活動**」の指導者の候補者として登録していただける方（サポーター）を募集しています。

「**スポーツや文化活動の指導経験がある方**」、「**競技や文化活動等の経験があり指導が可能な方**」は、北海道の子どもたちのために、登録を御検討ください。

ご登録はこちらから

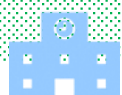
<https://www.harp.lg.jp/qMnIAJEu>

フォームへの入力が多い場合のみ、道教委のHPから様式をダウンロードし、郵送又はFAXにて送信してください。



ほっかいどう部活動/地域クラブ活動サポーターバンクとは

道内の市町村立中学校等や道立学校において、**部活動指導員**や**外部指導者**として「部活動」の指導等を行っていただける方、中学校の部活動の代わりに各地域で行われる「**地域クラブ活動**」の**指導者**として活躍いただける方を名簿に登録し、市町村教育委員会や学校、地域クラブの求めに応じて情報提供します。



学校部活動における指導者

部活動指導員

- ・学校教育法施行規則に定められた学校職員（非常勤）
- ・校長の監督の下、顧問として部活動指導や大会引率等を行います。
- ・報酬が支払われます。
- ・勤務条件は市町村や学校により異なります。

外部指導者（外部コーチ）

- ・顧問の教員とともに、技術指導等を行います。（単独での指導は原則行いません。）
- ・報酬等の有無、勤務条件等は市町村や学校により異なります。



地域クラブ活動指導者

- ・学校部活動の代わりに地域で行われるスポーツや文化活動の指導を行います。
- ・中学生への指導が基本ですが、多世代が参加するなど、地域によって多様な形態があります。
- ・勤務条件は活動の実施主体となる各団体の規定に基づきます。

応募資格

- ・道内の中学校等や道立学校における部活動のほか、地域クラブ活動での指導等が可能な方（**登録の段階では、教員免許状や競技等の指導資格などの要件は設けておりません。**）
- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当するなど、社会通念に照らし、指導者として不適切と認められる方は登録できません。

※ 公立学校教員が、**地域クラブ活動の指導者として任用されるためには、所属する学校の設置者である教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要があります。**

留意事項

- ・登録情報については、サポーターを選考、任用する目的のため、北海道教育委員会のほか、関係市町村教育委員会や学校、地域クラブで共有します。目的外での使用は一切いたしません。
- ・登録者が必ず任用されるわけではありません。
- ・本サポーターバンクに関するより詳しい情報は、下記のホームページを御覧ください。

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/hatarakikata/supporterbank.html>



部活動の地域移行とは・・・

学校の部活動は、子どもたちにとって、スポーツや芸術文化等の活動機会であるとともに、貴重な人間形成の機会ですが、少子化による生徒数の減少に伴い、活動に必要な部員数を維持出来ないなど、全国的に部活動の継続が難しくなっています。

このような状況を受け、国は令和5年度から公立中学校の休日の部活動を段階的に地域の活動（地域クラブ活動）へ移行する方針を示しており、北海道においても各地域で検討が進められています。

地域クラブ活動の実施主体は、行政の他、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・文化団体、民間事業者、大学、クラブチーム、地域学校協働本部等多様な主体が考えられ、地域の実情に応じて体制が整備されます。